

矢巾町ごみ集積所の設置等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみの適正な保管、円滑な収集及び運搬するためのごみ集積所を設置すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第317号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち盛岡・紫波地区環境施設組合同規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）第3条第1項に規定する当該組合が処理する一般廃棄物であって、町内の一般家庭から排出されるものをいう。
- (2) ごみ集積所 盛岡・紫波地区環境施設組合によるごみの収集を行うために、ごみを集約し、及び保管する施設をいう。
- (3) ごみ集積所の設置等 継続して使用のごみ集積所を新設し、更新し、又は移設することをいう。

(設置基準)

第3条 ごみ集積所の設置等は、次に掲げる事項全てに該当しなければ行うことができない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該ごみ集積所を利用する世帯数が概ね25から30までであること。
- (2) ごみ集積所の底面の面積が利用する世帯当たり概ね0.15平方メートル以上であること。
- (3) ごみ集積所の設置等を行おうとする土地の所有者の同意を得ていること。
- (4) ごみ集積所の設置等を行おうとする自治会（矢巾町コミュニティ条例（昭和55年矢巾町条例第19号）第3条に規定するコミュニティ組織をいう。）の同意を得ていること。
- (5) 当該ごみ集積所を利用する全ての者が基本として単一の行政区（行政区長に関する規則（昭和55年矢巾町規則第3号）第2条に規定する行政区長の担当区域をいう。）に居住していること。
- (6) ごみ集積所の形状は、原則として箱型とし、天面、底面及び四方を囲い、かつ、容易に開閉できるものであること。
- (7) ごみ集積所の開口部が1.2メートル以上あり、かつ、大形ごみの搬入が可能であること。
- (8) ごみ集積所は、収集車両が通り抜けることができる道路に隣接すること。
- (9) ごみ集積所から3メートル以内に収集車両が停車できること。
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係する法令に抵触しない位置に設置すること。

(ごみ集積所の設置等の届出)

第4条 ごみ集積所の設置等をしようとする者は、あらかじめ、ごみ集積所設置等届（様式第1号）にごみ集積所の位置図及び配置図並びに仕様及び規格を示す書類を添えて、町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、当該届出に係る書類等の審査をし、及び盛岡・紫波地区環境施設組管理者と協議をし、前条各号に適合すると認めるときは、当該届出をした者に通知するものとする。

(ごみ集積所の使用開始の届出)

第5条 前条第1項に規定する届出をした者は、同条第2項の通知を受けた後に、ごみ集積所を管理する者（第8条及び第9条において「管理者」という。）を定め、ごみ集積所使用開始届（様式第2号）

を町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに、その旨を盛岡・紫波地区環境施設組合管理者に通知するものとする。

(開発行為に伴うごみ集積所の設置)

第6条 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12号に規定する開発行為をいう。次項において同じ。)によってごみ集積所を新設しようとする者が同法第32条第2項に規定する協議をしたときは、第4条第1項に規定する届出があったものとみなす。

- 2 開発行為によって新設されるごみ集積所については、当該開発行為による工事の完了後に、帰属したごみ集積所の所有者が前条第1項に規定する届出を行うものとする。

(ごみ集積所の譲渡)

第7条 ごみ集積所の所有者(次条第1項において「所有者」という。)は、当該ごみ集積所の所有権その他の権利を譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該ごみ集積所を譲り受ける者(次項において「譲受者」という。)を定め、ごみ集積所譲渡届(様式第3号)を町長に届け出るものとする。

- 2 譲受者は、当該ごみ集積所を改変及び移設等せずに継続して使用するときは、第4条第1項及び第5条第1項に規定する届出を省略することができる。

(ごみ集積所の廃止)

第8条 所有者は、当該ごみ集積所を廃止しようとするときは、あらかじめ、ごみ集積所廃止届(様式第4号)を町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに、その旨を盛岡・紫波地区環境施設組合管理者に通知するものとする。

(事故等に関する報告)

第9条 管理者は、当該ごみ集積所が事故等によりごみの保管又は収集に支障が生じる事案が発生又は発生するおそれがあるときは、町長に報告しなければならない。

(ごみ集積所の衛生保持等)

第10条 管理者は、ごみ集積所の清潔を保持するよう努めるものとする。

- 2 管理者は、ごみ集積所の利用者がごみ集積所を不適切に利用したときは、利用の適切化を図るとともに、ごみ集積所の利用を阻害する事象を取り除くものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。